吸収分割公告

株式会社サンテン・コーポレーション（以下「甲」という）は、甲の不動産賃貸事業に関する資産・負債及び権利義務を株式会社サンテン開発（以下「乙」という）に承継させることといたしましたので公告いたします。

甲は平成二十九年六月二十日開催の取締役会において、平成二十九年八月一日を効力発生日として、株式会社サンテン開発に不動産賃貸事業を承継させる吸収分割を行うことを決議し、平成二十九年六月二十日に吸収分割契約を締結いたしました。なお、甲は会社法第七八四条第二項本文の規定に基づき簡易分割により株主総会の承認決議を得ておりません。また、乙は平成二十九年六月二十日に代表取締役の承認を得ており、会社法第七九六条第一項本文の規定に基づく略式分割により株主総会の承認決議を得ておりません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十日
掲載頁　九十二頁（号外第一四八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十日
掲載頁　八十九頁（号外第一四八号）

平成二十九年七月十八日

富山県高岡市東上関三四三番地一
（甲）株式会社サンテン・コーポレーション　代表取締役　山本　政則

富山県高岡市東上関三四
（乙）株式会社サンテン開発
代表取締役　山本　務

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンテナ事業の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十九年六月十二日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十九年六月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十日
掲載頁　八十七頁（号外第一四八号）
平成二十九年七月十八日

名古屋市港区港町一番一一号
（甲）名古屋四日市国際港湾株式会社
代表取締役　生田　正治

名古屋市港区空見町四〇番地
（乙）名古屋港埠頭株式会社
代表取締役　生田　正治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月十八日

福島県伊達市保原町字宮下五〇番地五
合同会社さらい
代表社員　阿部　利弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年八月十九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＢＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月十八日

東京都世田谷区南烏山四丁目二一番一三―一〇六号
合同会社中村事業企画
代表社員　中村　和己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月十八日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三番四号
第三ロータリービル五Ｆ
合同会社セントラルフーズ
代表社員　安田　裕亮

効力発生日変更公告

当社は、平成二十九年七月二十一日予定の吸収分割の効力発生日を平成二十九年八月二十一日に変更いたしましたので公告します。

平成二十九年七月十八日

茨城県古河市牧野地二番地の一
ＦＳ設立準備株式会社
代表取締役　岡田　秀夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年七月十八日

千葉県富里市日吉一丁目六番地一　アラビル二Ｆ
株式会社ホットスタッフ成田
代表取締役　氏川　将也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月十八日

東京都練馬区中村南二丁目八番五号
有限会社オーク企画
取締役　加藤　和子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億七千三百八十八万六千三百九十八円減少し八千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年八月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十九年六月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月二十五日
掲載頁　八十三頁（号外第一〇九号）
平成二十九年七月十八日

東京都港区東新橋二丁目四番一号
株式会社ＡＣＭ
代表取締役社長　髙木　章雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し金五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十日
掲載頁　八十一頁（号外第一四八号）
平成二十九年七月十八日

東京都新宿区大久保二丁目一番八号
株式会社信徳
代表取締役　山口　克光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千九百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年八月二十日であり、株主総会の決議は平成二十九年四月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十九日
掲載頁　一八九頁（号外第一三九号）
平成二十九年七月十八日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目六番二号
株式会社コイデカメラ
代表取締役　小出　良蔵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五十万円減少して、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月十八日

東京都大田区本羽田二丁目一二番二―五〇四号
東京クリエイト有限会社
代表取締役　山内　久典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年七月十八日

岐阜県恵那市長島町正家二丁目一番地五
株式会社ホットスタッフ恵那
代表取締役　水田　武志